

やま と

民商しんぶん

中小業者が希望の持てる 新時代を切り開こう

発行者 **大和民主商工会**
 〒 242-0006 神奈川県大和市南林間1-7-7
 TEL 046-274-3361 FAX 046-274-7129
 E-Mail info@yamatominsho.jp
 HP http://www.yamatominsho.jp

会費の15日納入にご協力下さい

「街のオアシス」 スナックをみんなで守ろう！

いい加減な法律、いい加減な取り締まり 組織で対応する事が重要



過去の取り締まりの経験を語る

大和民商 副会長

税法対部長

加藤 貞一さん

大和民商では7月5日に東京法律事務所
 の加藤健次弁護士を講師に招いて「風
 営法学習会」を開催しました。事前に3
 日間、訪問行動を行い、鈴木会長を先頭
 に役員・事務局で中央林間・南林間・鶴
 間・大和の会内外のスナックを案内チラ
 シと「街のスナックを守る請願署名」を
 携えて75件訪問しました。訪問した感想
 はどのママさんも丁寧な対応してくだ
 さり対話も弾みました。

学習会当日は26人の会内外の参加者
 がありました。

加藤弁護士の話は明快で風営法の許可
 を取らないと「普通のお店が普通の事を
 すると風営法違反で取り締まられるとい
 うのが現状です。」と語ります。「この法
 律を厳密に守れと言うならお酌をするの
 も（1杯目はいいらしいとか）デュエッ
 トも、じゃあ、おしぼりを手で渡したら
 どうなるの？とか、とにかくあいまいで
 矛盾だらけのおかしな法律です。にもか
 かかわらず「法は法」違反すると逮捕・拘
 留され50万円から200万円もの罰金が払
 わせられたという事例もあります。」との
 説明がありました。

「そんないい加減な法律がいまだに運用
 されているのかと半信半疑でしたが、実
 際に罰せられた会員の経験を直接聞いて
 いるうちに「これは現実起きていて問題
 なんだ。」と、改めて驚きと怒りがわい
 てきました。しかも警察のさじ加減。逆
 恨み、妬みなどで自由に取り締まれると
 という実態をも明らかにされました。

「じゃあ風営法取ればいいじゃないか？
 との声もありますが、この許可を取ると
 融資が受けられない、学校や病院が近く
 にあると許可が出ない、夜は12時までし
 か営業できない、許可を取るのに行政書
 士に頼むと数十万円かかる、さらには警
 察や公安委員会OBの行政書士が多い
 てこれらの許可申請を行っているとの話
 も出ました。」

加藤弁護士は「スナックを警察の監視
 下に置くようなこと自体が個人の人権や
 憲法から見ても明らかに問題。風営法は

見直す必要がある」と断言していました。
 また対策として警察の不当な立ち入り
 には録音などの証拠を残すこと、冷静に
 対応し必要以上のことは話さない、署名・
 押印などはしない等のアドバイスもあり
 ました。



事前のスナック訪問行動

大和民商青年部 定期総会&懇親会開催



新たに部長、副部長が誕生した青年部総会

大和民商青年部は6月23日、大和民商事務所にて平成30年度定期総会&懇親会を開催、県下民商からの来賓も含め、11名が参加しました。

一年の間ではありますが、青年部長が不在だった為に部会や総会が開けない時期が続いてきましたが、神青協の働きかけもあり、今総会にて新青年部長&副部長が誕生しました。

新部長就任を機に今後は活発な青年部活動をカンフル剤とし、大和民商 会員500名の目標を達成していきたいと思えます。



懇親会では頼りになるOBに商売のアドバイスを頂きました

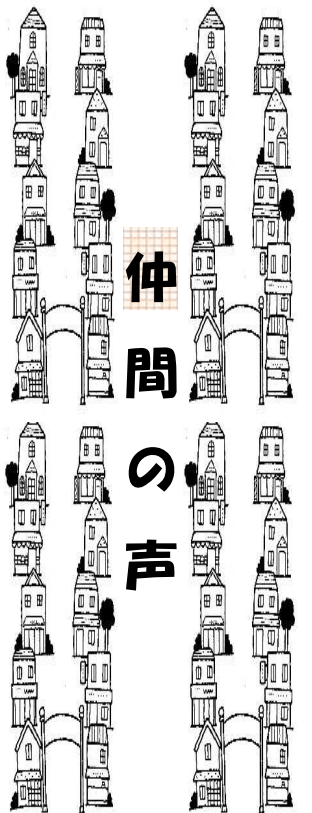
新部長のあいさつ

今期より、青年部部长をつとめさせていただくことになりました田中ゆかりと申します。

頼りになる副部長 四條可奈さんと共に微力ではありますがですが精一杯つとめさせていただきますと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

また、いつも応援して頂いている先輩の方々に感謝申し上げます。今後も変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます！

仲間の声



こんなケガや病気では

見舞金は出ないだろうと

自分で判断しないで確認して！

ペンネーム かげろうさん (綾瀬支部)

2月に带状疱疹になり安静加療のお見舞金を頂きました。私もういえばと思いがたりました。

最初は頭にコブの様なものが出来寝相が悪いからどこかにぶつけたかな!?程度に思っていたのですが、だんだん頭痛がひどくなってきてどうしたんだろう?去年受けた脳ドックの影響か?などいろいろと考えました。そのうち風が当たっただけでも痛くなり日に日に痛みがひどくなってきたので不安になり病院に行くと「带状疱疹」と言われました。その言葉は知っていましたがまさか自分になるとは思っていませんでした。この病気は過去に経験した水ぼうそうのウイルスが体内に残っていてストレスや疲労により自己免疫が下がると発症

このことから改めて「健康第一、我が身を大切に」と心から思いました。

共济に入っている方はこんなケガや病気では見舞金などないだろうと自分で判断しないで支部の共济係や民商事務所に確認してみると良いと思えます。

突然の出費

共济金を頂き

助かりました

Hさん (海老名支部)

この度息子が約1か月入院しましたが突然の出費で大変だったところ、この共济金を頂きとても助かりました。

今は息子も家業の仕事に復帰して頑張っています。私もうれしく思っています。民商にはいつもお世話になっていてありがとうございます。やはり健康は第一番ですね！

無料法律相談

大和民商では毎月一回、弁護士による無料の法律相談を行っています。ご希望の方は大和民商までお気軽にご連絡下さい。

8月22日(水) 19時から
(大和民商事務所)

記帳学習会のお知らせ

8月10日(金) 13時00分~15時00分
8月17日(金) 19時00分~21時00分

(大和 勤労福祉会館)

告知コーナー